

# マンションのこと みんなでなんでも話し合ってみよう 連続座談会ニュース 第 47 回

板橋マンション管理組合ネットワーク

## 総会にまつわる話 委任状と議決権行使書等々



座談会では取り上げませんでしたが、他にも知っておきたい事例がありますので、ここにご紹介します。

### 一旦通知した総会議案を取り下げることは可能？

当日お話ししたように、総会への上程議案は理事会の決議事項です。

理事会で決議した上程議案を取り下げるのなら、再度理事会で取り下げることに  
ついて決議する必要があります。その決議をした後で、

□総会の開催日までに余裕があれば

⇒当該議案を取り下げる通知を配布することで、議案の取り下げは可能でしょう。

□総会の開催日までに余裕がなければ

⇒理事長が総会の議案としないことを出席組合員の賛成を得て、議案を取り下げるこ  
とは可能でしょう。

しかし、議決権行使書などの書面による賛成のみで議決要件を満たしている場合は、出  
席組合員の賛成を得ても議案を取り下げることはできないことに注意が必要です。

### （管理組合の業務の執行について不正があると認められたため）監事が招集した 臨時総会の議長について

区分所有法第 41 条では「集会においては、管理者または集会を招集した区分所有者の一  
人が議長となる」と定めている。業務の執行について不正があると認めて臨時総会を招  
集しているため、その総会の議長を理事長が務めるのは、理事長が行う議事運営の公正  
さに疑念をいだかせるため、この場合、監事が議長を務めることが最も適正であるとい  
えます。

総会を成功させる 3 つの条件として

1. 軽快なフットワーク（行動力）
2. 綿密なネットワーク（組織力）
3. 少々のヘッドワーク（理論武装）

が必要だそうです。